

介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス事業契約重要事項説明書（新温泉町）

1 担当する部署

担当部署 生活福祉部 介護福祉課 JAたじま浜坂介護センター
連絡先 TEL 0796-82-5401
営業日 月曜日から金曜日
営業時間 8時30分～17時00分
休日 土曜、日曜、祝日及び年末年始（12月31日～1月3日）

2 当事業所の概要

事業所名	JAたじま浜坂介護センター
所在地	美方郡新温泉町七釜678番地の2
開設年月	平成13年4月
指定事業所番号	2874700269
連絡先 緊急の連絡先	TEL 0796-82-5401 FAX 0796-82-5411 携帯 080-1427-4398
管理者の氏名 管理者の連絡先 管理者の兼務業務	吉田 裕子 TEL 0796-82-5401 FAX 0796-82-5411 サービス提供責任者
営業日 営業時間 休日	月曜日から金曜日 営業時間は、平日8時30分から17時00分まで。 サービス時間は、早朝時間として6時から8時、通常時間として8時から18時、夜間時間として18時から22時とします。なお、深夜時間として22時から翌6時を設定することができます。 年末年始の休日は、12月31日から翌年1月3日までとします。 ただし、利用者の緊急の場合はこの限りではありません。
サービス提供地域	香美町、新温泉町 当該地域内では、交通費はサービス料金に含まれています。

3 当事業者の法人概要

事業者名	たじま農業協同組合
所在地	豊岡市九日市上町550番地の1
連絡先（代表）	TEL 0796-22-7265 FAX 0796-24-6471
法人種別	農業協同組合
設立年月	平成7年4月
代表者	代表理事組合長 太田垣 哲男
法人の行う他の業務	居宅介護支援事業、訪問介護事業所、通所介護事業、短期入所生活介護事業、金融事業、共済事業、購買事業、営農事業、生活文化事業など

4 当事業所の従業員

職種	職務内容	人員（兼務含む）
管理者	・従業員と業務の管理	1人
サービス提供責任者	・利用申込み調整 ・訪問型サービス計画の作成 ・ヘルパーへの技術指導等	3人以上
訪問介護員	・身体介護・生活援助	10人以上

5 事業の目的・運営方針

事業の目的	・介護予防・日常生活支援総合事業の対象者と認定された利用者及びその家族が、安心して日常生活を営む事ができるよう、訪問型サービス事業を通じて援助を行います。
運営方針	・介護予防・日常生活支援総合事業の利用者に対して、本人が自力で家事等を行うことが困難な場合であって、家族や地域による支えあいや他の福祉施策などの代替サービスを利用する等、効率性・柔軟性を考慮したうえで、利用者のできることは利用者が行うことを基本とした利用者参加型の援助を行います。 ・利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供します。 ・地域福祉の向上のため、市町、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス・介護予防サービス事業者、その他保健・医療・福祉機関と密接に連携します。

6 訪問型サービス事業の内容

利用者に提供するサービスの内容は次のとおりです。

内 容	提 供 方 法	保険適用
介護計画の作成	1. 利用者の日常生活全般の状況及び意向を踏まえて、「介護予防サービス計画（ケアプラン）」に基づき「訪問型サービス計画」を作成し、その内容について利用者又はその家族に説明し、同意を得ます。 2. 介護予防サービス計画（ケアプラン）」に基づき「訪問型サービス計画」の作成後、実施状況の把握を行い、利用者又は家族等の同意を得て必要に応じて計画の変更を行います。	○
サービスの提供	1. 利用者の居宅において介護福祉士及び訪問介護員を派遣して、入浴・排泄・食事介助の身体介護並びに調理・洗濯・清掃等の生活援助のサービスを行います。 2. サービスの詳細については、別添の「サービス内容説明書」により利用者の希望を確認したうえで行います。	○
介護計画の変更	1. 利用者が「介護予防サービス計画（ケアプラン）」の変更を希望する場合は、速やかに介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。	○
サービス提供記録及び記録の交付・保存等	1. サービス提供をした際は、予め定められた「サービス提供記録書」等の書面に必要事項を記入して、サービス提供終了時に利用者に確認を受けます。 2. 一定期間ごとに（又は1か月ごとに）「訪問型サービス計画」の内容に従ってサービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「サービス提供記録書」等の書面を作成し、利用者から申し出のあった場合には説明のうえ交付します。 3. 前記の「サービス提供記録書」等の記録を作成完了後、5年間は適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に応じ、又は実費負担によりその写しを交付します。	○

7 サービスの利用料及び利用者負担

- (1) 利用者の方からいただく負担金は、サービス利用者負担料金表のとおりです。利用者の方に負担いただく金額は、原則として基本利用料の1割です。ただし、平成27年8月以降は、一定以上の所得者に限り2割、平成30年8月以降は特に所得の高い方に限り3割を負担いただくことになりました。
- (2) 介護保険適用外のサービスとなる場合、及びサービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合には、全額自己負担となります。特に介護保険適用外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成する際に介護支援専門員（ケアマネージャー）から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。
- (3) サービス提供の実施地域以外の地域でサービスを提供した場合には、交通費が必要となりますので、別途交通費確認書を交付します。また、買物、薬の受け取り等で遠距離まで出かける場合には、交通費として別紙料金表にもとづきご負担いただきます。
- (4) 利用料金の支払いは、月末締切の翌月20日（ただし、20日が休日の場合は翌営業日とする）とし、原則として契約者（又は代理人）名義の当JAの貯金口座振替（貯金口座振替依頼書にもとづく）で処理させていただきます。

8 利用料の変更

- (1) 事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担分に変更が生じた場合は、変更後の利用者負担分を請求することができるものとします。この場合は、事業者は利用者に対し、速やかに変更の時期、変更後の金額を十分に説明します。
- (2) 事業者は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由により、介護保険給付の適用を受けないサービス利用料を変更するには、可能な限り利用者に1か月前を目途に文書等により変更の理由を十分説明し、利用者の同意を得るものとします。

9 介護保険料の滞納等がある場合

介護保険適用の場合においても、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は介護報酬の全額をお支払いいただくこととなりますので、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を市町の窓口に出しますと、後日に介護報酬の9割が払い戻しとなる場合があります。また、滞納期間によっては、利用者の負担が増える場合もあります。

1 0 要支援認定前の訪問型サービス事業の提供

要支援認定までに、利用者が訪問型サービス事業の提供を希望する場合には、この契約の締結の日から要支援認定申請時までには介護予防サービス計画をもとに、利用者にとって必要な訪問型サービス事業を提供いたします。要支援認定後には、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。この際に利用者からの解約の申し入れがあった場合には、この契約は終了し解約料はいただきません。なお、要支援認定の結果、自立（非該当）となった場合には、全額利用者負担となり、別紙料金表の利用料をいただきます。また、認定された要支援度に応じて利用料の一部が利用者負担となる場合もあります。

1 1 利用サービスの予約取り消し

(1) 利用者がサービスの利用予約を取り消す場合には、速やかに次の連絡先までご連絡下さい。

TEL 0796-82-5401

携帯 080-1427-4398

(2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、サービス利用予定日の前日 17:00 時までにご連絡ください。

1 2 契約の終了と自動更新について

契約の期間については、要支援認定等の有効期間の満了日でいったん終了することとなります。ただし、有効期間の満了7日前までに、利用者から契約を終了する旨の申し出がない場合には、契約は自動的に更新されます。

1 3 契約期間途中での解約の場合

この契約は、契約期間中であっても、利用者の方から解約を希望する1週間までにお申し出いただければ解約することができます。この場合、解約料のお支払いは必要ありません。

1 4 反社会的勢力の排除

このサービスは、利用者又は代理人が次のいずれにも該当しない場合に利用することができ、いずれかに該当する場合には、当JAはこのサービスの利用をお断りするものとします。また、契約締結後に次のいずれかに該当した場合には、当JAはサービスの提供を停止し、また解約の通知をすることにより、この契約を解約することができるものとします。

- ①暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者も含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他の反社会的勢力に該当すると認められること
- ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- ③反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ④その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

15 秘密の保持

当事業所は、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

ただし、当事業所がサービスを提供する際に利用者やご家族に関して、知り得た情報については、サービス担当者会議などでサービスの利用調整を行う際に必要となります。この際には、利用者の同意を得たうえで個人情報を使用します。

なお、同意いただいた場合には、別紙の「居宅介護サービス・介護予防・日常生活支援総合事業契約書」の個人情報使用に同意した上で記名押印いただくこととなります。

16 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化があった場合は、事前の打合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	①氏名	
	連絡先	
	②氏名	
	連絡先	

17 損害賠償

当事業所が利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、その損害を賠償いたします。

当事業所は賠償責任保険（事業活動特別約款）に加入し利用者に対して万全の保障をしています。

18 サービスの苦情相談窓口

当事業所は、提供したサービスに対して利用者から苦情や相談があった場合は、速やかに対応を行います。

サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、以下までご連絡下さい。

(1) 当事業所の苦情相談窓口

窓口名 JAたじま 浜坂介護センター (担当者 吉田 裕子)	連絡先 電話 0796-82-5401 FAX 0796-82-5411 受付時間 8時30分から17時00分まで
--------------------------------------	---

(2) 介護保険の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります。

(介護保険サービスの苦情について)	
兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	連絡先 電話 078-332-5617 FAX 078-332-5650 受付時間 9時00分から17時15分まで

(介護保険全般に関するお問い合わせ)

香美町 福祉課 連絡先 電話 0796-36-1964

新温泉町 福祉課 連絡先 電話 0796-82-5620

受付時間 (平日) 8時30分から17時15分まで

19 新型インフルエンザ・災害発生時等の他の訪問介護事業所との連携について

全ての職員にインフルエンザ等症状が認められ、災害時等に業務が継続できなくなった場合、利用者に対する訪問サービスの提供が求められるため、関係機関との連携を図ります。その場合、当該訪問介護事業所以外の事業所の職員に対し個人情報を提供することもあります。

20 身体拘束等の適正化の推進

当事業所は、利用者の尊厳と主体性を尊重するため、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。またやむを得ず行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

21 その他

- (1) サービス提供責任者は身分証明書を常に携帯し、初回訪問及び利用者又は家族から求められた時はいつでも提示します。
- (2) 利用者の家族等からの要望に応じて、必要事項を利用者に連絡するのと同様の通知をその家族へも行います。
- (3) 利用者が訪問介護員（ヘルパー）の交替を希望される場合は、できる限り対応いたしますので、前記のサービス提供責任者までご相談ください。
- (4) サービス提供の際事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
 - ①ヘルパーは、医療行為や現金等の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
(家事援助として行う買物等に伴う小額の現金等の取扱いは可能です。)
 - ②ヘルパーは、介護保険制度上、利用者の介護や家事の準備等を行うこととされています。家族の方の食事の準備など、それ以外の業務についてはできませんので、ご了承ください。
 - ③ヘルパーに対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- (5) サービス提供中はペットをゲージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。
- (6) 訪問中の飲酒、喫煙についてはご遠慮ください。
- (7) 職員に対する脅迫的な言動や、暴力的な要求行為、性的な言動などのハラスメントなどにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合には、サービスの中止や契約を解除することがあります。

サービス利用者負担料金表【1割負担の方】 訪問型サービス事業

1、介護給付サービス

利用者負担金は、介護保険関係法令で定める次の介護給付費の1割を負担していただきます。

サービス利用内容		利用料(円)
訪問型サービス11 (1ヵ月)	1ヵ月あたり 週1回程度	1,176
訪問型サービス12 (1ヵ月)	1ヵ月あたり 週2回程度	2,349
訪問型サービス13 (1ヵ月)	1ヵ月あたり 週2回を超える程度	3,727
訪問型サービス21 (回数)	事業対象者・要支援1・2 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287
訪問型サービス22 (回数)	事業対象者・要支援1・2 生活援助中心 所要時間が20分以上45分未満の場合	179
訪問型サービス23 (回数)	事業対象者・要支援1・2 生活援助中心 所要時間が45分以上の場合	220
訪問型短時間サービス	事業対象者・要支援1・2 短時間の身体介護が中心である場合 (20分未満)	163
初回加算		200
生活機能向上連携加算ⅠⅡ		100・200
口腔連携強化加算		50
特別地域加算		所定単位数の15%
中山間地域等提供加算		所定単位数の5%
介護職員等処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の24.5%

サービス提供の実施地域以外の地域でサービスを提供した場合には、利用者に実費相当分の交通費を負担していただきます。なお自動車を使用した場合は、1kmあたり30円を負担していただきます。

サービス利用者負担料金表【2割負担の方】 訪問型サービス事業

1、介護給付サービス

利用者負担金は、介護保険関係法令で定める次の介護給付費の2割を負担していただきます。

サービス利用内容		利用料(円)
訪問型サービス11 (1ヵ月)	1ヵ月あたり 週1回程度	2,352
訪問型サービス12 (1ヵ月)	1ヵ月あたり 週2回程度	4,698
訪問型サービス13 (1ヵ月)	1ヵ月あたり 週2回を超える程度	7,454
訪問型サービス21 (回数)	事業対象者・要支援1・2 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	574
訪問型サービス22 (回数)	事業対象者・要支援1・2 生活援助中心 所要時間が20分以上45分未満の場合	358
訪問型サービス23 (回数)	事業対象者・要支援1・2 生活援助中心 所要時間が45分以上の場合	440
訪問型短時間サービス	事業対象者・要支援1・2 短時間の身体介護が中心である場合 (20分未満)	326
初回加算		400
生活機能向上連携加算 I II		200・400
口腔連携強化加算		100
特別地域加算		所定単位数の15%
中山間地域等提供加算		所定単位数の5%
介護職員等処遇改善加算 I		所定単位数の24.5%

サービス提供の実施地域以外の地域でサービスを提供した場合には、利用者に実費相当分の交通費を負担していただきます。なお自動車を使用した場合は、1kmあたり30円を負担していただきます。

サービス利用者負担料金表【3割負担の方】 訪問型サービス事業

利用者負担金は、介護保険関係法令で定める次の介護給付費の3割を負担していただきます。

サービス利用内容		利用料(円)
訪問型サービス11 (1ヵ月)	1ヵ月あたり 週1回程度	3,528
訪問型サービス12 (1ヵ月)	1ヵ月あたり 週2回程度	7,047
訪問型サービス13 (1ヵ月)	1ヵ月あたり 週2回を超える程度	11,181
訪問型サービス21 (回数)	事業対象者・要支援1・2 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	861
訪問型サービス22 (回数)	事業対象者・要支援1・2 生活援助中心 所要時間が20分以上45分未満の場合	537
訪問型サービス23 (回数)	事業対象者・要支援1・2 生活援助中心 所要時間が45分以上の場合	660
訪問型短時間サービス	事業対象者・要支援1・2 短時間の身体介護が中心である場合 (20分未満)	489
初回加算		600
生活機能向上連携加算 I II		300・600
口腔連携強化加算		150
特別地域加算		所定単位数の15%
中山間地域等提供加算		所定単位数の5%
介護職員等処遇改善加算 I		所定単位数の24.5%

サービス提供の実施地域以外の地域でサービスを提供した場合には、利用者に実費相当分の交通費を負担していただきます。なお自動車を使用した場合は、1kmあたり30円を負担していただきます。

以上、訪問型サービス事業の提供開始にあたり、利用者に対して書面に基づいて重要事項の説明を行いました。なお、この重要事項説明書に記載した内容に変更が生じた場合には、変更内容に係わる説明を行い、別紙に必要事項を記載し、記名押印の上、追加して添付いたします。もしくは書面にて通知いたします。